

国会公契第58号
国北予第68号
令和3年3月26日

各地方整備局長 殿
北海道開発局長 殿
国土地理院長 殿
国土技術政策総合研究所長 殿

国土交通事務次官
(公印省略)

「工事請負契約書の制定について」等の一部改正について

政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和24年大蔵省告示第991号）が令和3年3月9日財務省告示第49号により改正されたことに伴い、「工事請負契約書の制定について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号）等の一部を下記のとおり改正し、令和3年4月1日以降に締結される契約から適用することとしたので通知する。

記

（工事請負契約書の制定についての一部改正）

- 1 「工事請負契約書の制定について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号）の一部を次のように改正する。
別冊工事請負契約書第35条第8項、第53条第3項及び第55条第2項中「年2.6パーセント」を「年2.5パーセント」に改める。

（土木設計業務等委託契約書の制定についての一部改正）

- 2 「土木設計業務等委託契約書の制定について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第26号）の一部を次のように改正する。
別冊土木設計業務等委託契約書第35条第6項、第50条第1項及び第2項並びに第52条第2項中「年2.6パーセント」を「年2.5パーセント」に改める。

（建築設計業務委託契約書の制定についての一部改正）

- 3 「建築設計業務委託契約書の制定について」（平成10年10月1日付け建設省厚契発第37号）の一部を次のように改正する。
別冊建築設計業務委託契約書第36条第6項、第55条第1項及び第2項並びに第57条第2項中「年2.6パーセント」を「年2.5パーセント」に

改める。

(建築工事監理業務委託契約書の制定についての一部改正)

- 4 「建築工事監理業務委託契約書の制定について」(平成13年2月15日付け国官地第3-2号)の一部を次のように改正する。

別冊建築工事監理業務委託契約書第45条第2項中「年2.6パーセント」を「年2.5パーセント」に改める。

(発注者支援業務等委託契約書の制定についての一部改正)

- 5 「発注者支援業務等委託契約書の制定について」(平成24年1月10日付け国地契第64号、国北予第28号)の一部を次のように改正する。

別冊発注者支援業務等委託契約書第54条第2項中「年2.6パーセント」を「年2.5パーセント」に改める。